

日本郵便株式会社の事業計画の概要

日本郵便株式会社
令和4年4月25日

事業計画の法的位置付け

- 日本郵便株式会社の事業計画は、日本郵便株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請
(令和4事業年度事業計画は、令和4年3月31日 認可・公表)
- 事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付
(日本郵便株式会社法施行規則第10条)

【参考：関係法令】

- 日本郵便株式会社法（抄）（平成十七年十月二十一日法律第百号）
(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵便株式会社法施行規則（抄）（平成十九年三月二十六日総務省令第三十七号）
(事業計画の認可の申請)

第十条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出して申請しなければならない。

- 2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
 - 一 業務運営の基本方針（法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。）
 - 二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画
 - 三 法第六条第二項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画
 - 四 その他事業の運営に関する事項
- 3 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

事業計画の構成

はじめに

- ・・・事業計画の前提を記載

第1 業務運営の基本方針

- ・・・令和4事業年度の業務運営の方針や具体的取組を記載

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

- ・・・郵便、国内物流、銀行窓口、保険窓口、地方公共団体からの委託事務等の法の定める業務ごとに概要を記載

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- ・・・郵便局等の設置等に関する方針を記載

第4 その他事業の運営に関する事項

- ・・・上記以外の事業運営に関する事項（東日本大震災等復興支援、災害等の緊急事態への対応（新型コロナウイルス感染症拡大への対応を含む）等）を記載

主な記載事項

はじめに

- 郵便局ネットワークの水準を維持し、公益性・地域性を十分発揮するとともに、郵便局のサービスを更に便利なものにする事で、郵便局ネットワークの価値を向上させる。
- グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサービスを提供するとともに、グループ外の多様な企業等と連携を行うことにより、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を目指す。

第1 業務運営の基本方針

1 お客さまの信頼回復に向けた取組

- 令和4事業年度においても、引き続き、業務改善計画を着実に実行するとともに、お客さまからの信頼回復及びコンプライアンスの徹底に向けて、愚直に全力で取り組む。

(1) お客さま本位の業務運営に向けた取組

- 経営理念や行動憲章、お客さま本位の業務運営に関する基本方針の実践等により、真にお客さま本位の業務運営を徹底する。
- 支社の独自性と機動性を向上させるほか、ガバナンスの強化を図るため、支社機能の強化に取り組む。

(2) 不適正募集の根絶に向けた継続的な取組

- 募集人に対する指導やリスク管理を高度化させる等、引き続き、募集品質の向上やガバナンスの強化に向け、継続的に取り組む。
- 営業目標について、新規販売と消滅の両面を評価する「純増目標」を設定し、「活動目標」との二軸評価による評価体系へと見直す。

(3) お客さまからの信頼確保のためのコンプライアンスの推進

- 不祥事案の再発防止策を徹底するとともに、マネー・ローンダリング対策等の取組を継続・強化する。
- コンプライアンスの目的・意義を再認識させる指導等により、社員へのコンプライアンスの更なる浸透に取り組む。

主な記載事項

第1 業務運営の基本方針

2 新たな成長に向けた取組

- デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）を推進するほか、郵便局ネットワークの価値向上に向けて取り組むことにより、事業基盤を強固なものとする。

(1) DXの推進

- テレマティクスやAI、AGV（無人搬送車）の活用等により、郵便・物流事業のローコストオペレーションの実現に向けた取組を強化する。
- 他企業との連携により、効率の良い配送システムの構築や利便性の高い受け取りサービスの提供等を実現する新たな物流プラットフォームの構築に取り組む。
- 郵便局窓口の業務運営のデジタル化を進めることにより、業務を効率化するとともに、それによって創出した資源を活かし、リアルならではのサービスを展開する。

(2) 郵便局ネットワークの価値向上に向けた取組

- 幅広い地方公共団体事務の受託に取り組むほか、地域金融機関等の他企業と連携しながら、地域やお客さまニーズに応じた多種多様な商品・サービスを展開する。
- お客さまの利便性を踏まえた店舗の最適配置等に取り組む。

(3) SDGsに関する取組の強化

- 企業活動全般を通じてサステナビリティを巡る社会課題の解決に貢献することにより、持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上に努める。
- EV車両の拡大や、環境により配慮した「+エコ郵便局」の設置等による環境負荷軽減のほか、育児・介護と仕事の両立支援やダイバーシティの推進等に取り組む。

主な記載事項

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

- 郵便の業務、国内物流業務に関する取組方針を記載。
 - ・ 郵便業務においては、郵便物が減少傾向にあるなか、手紙振興等により郵便利用の維持を図るとともに、郵便物等の放棄・隠匿事案等の再発防止のための取組を進める。
 - ・ 国内物流業務においては、差出・受取利便性の向上等、お客さまニーズに応える商品・サービスの提供に取り組むほか、営業倉庫を活用した物流ソリューションの拡大により、収益の拡大を図る。
- 銀行窓口業務、保険窓口業務に関する取組方針を記載。
 - ・ 業務改善計画を着実に実行するとともに、「お客さま本位の営業活動」を徹底し、お客さまのニーズに応じた商品・サービスのご提案活動に取り組む。
 - ・ 資金横領や預払金横領事案を踏まえ、再発防止のための取組を進める。
- 地方公共団体からの委託事務等、不動産業務等、国際物流業務、その他業務に関する取組方針を記載。

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- 郵便局等の設置、新設、廃止等に関する方針を記載。

第4 その他事業の運営に関する事項

- 東日本大震災等からの復興支援、災害等の緊急事態への対応、国際的な協調・連携に関する方針を記載。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、令和2事業年度に策定した「郵便・物流事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、お客さまおよび社員等の感染予防と同時に、事業を通じた国民生活への貢献という役割を果たす。

収支予算書

(単位:億円)

科 目	令和4事業年度 事業計画	(参考)令和3事業年度 事業計画	(参考)増減
営業収益	28,303	29,165	▲ 862
郵便業務収益	12,391	12,561	▲ 171
印紙受託業務収益	328	344	▲ 15
銀行及び保険受託手数料	4,812	5,687	▲ 875
交付金	2,808	2,910	▲ 102
その他営業収益	7,963	7,663	+ 300
営業費用	27,367	28,347	△ 980
人件費	19,231	20,317	△ 1,086
経費	8,136	8,031	+ 105
物件費	6,702	6,508	+ 194
その他経費	1,434	1,523	△ 89
営業利益	936	818	+ 118
経常利益	967	845	+ 122
特別利益	116	65	+ 51
特別損失	102	94	+ 9
税引前当期純利益	982	817	+ 165
法人税、住民税及び事業税	353	375	△ 21
当期純利益	629	443	+ 186

認可要請事項

- 1 グループ各社と連携し、かんぽ生命保険の不適正募集をはじめとする近年の不祥事案を踏まえ、業務改善計画の着実な実施及び再発防止策の徹底等により、国民・利用者の信頼の着実な回復及びコンプライアンスの徹底に努めること。
- 2 DXの推進、デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組及びSDGs・ESGへの取組等の積極的な実施等により、社会環境の変化に対応した多様かつ柔軟なサービス展開を行うこと。
- 3 日本郵便が取得・保有するデータについて、個人情報の適切な取扱いやセキュリティの確保を前提としつつ、公的分野などでの新たな活用に向けた検討を行うこと。
- 4 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正により郵便局で取扱可能となった事務を含め、幅広い地方公共団体事務の受託に取り組むとともに、グループ各社と連携し、マイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組むこと。
- 5 ユニバーサルサービスを確実に提供するとともに、新型コロナウイルス感染症対策や災害時の対応、サイバーセキュリティ対策等を適切に行い、業務継続の確保に努めること。
- 6 国際郵便の輸送力の安定的な確保に努め、感染症の拡大や国際情勢の緊迫化等の状況にあっても、国際郵便サービス提供の最大限の維持を図ること。